

神戸市デジタル化推進体制の整備に関する要綱

平成 25 年 11 月 29 日 市長決定

令和 6 年 5 月 1 日 企画調整局局長（DX担当）決定

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、神戸市におけるデジタル化を総合的に推進し、かつ情報セキュリティを適正に確保することにより、市民サービスの一層の向上を図るため、全庁的なデジタル化推進体制の整備に必要な事項を定めるものとする。

（最高デジタル責任者／デジタル監）

第 2 条 神戸市に、最高デジタル責任者／デジタル監（以下「CDO」という。）を置く。

- 2 CDOは、デジタル化の推進に関する事務を統括する。
- 3 CDOは、企画調整局デジタル戦略部長をもって充てる。

（CDOの所掌事務）

第 3 条 CDOの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル化施策の立案及び実施に関する事項
- (2) デジタル化推進体制の構築及びデジタル人材の確保・育成に関する事項
- (3) 情報セキュリティの確保に関する事項
- (4) その他デジタル化の推進に関する事項

（最高デジタル責任者補佐官）

第 4 条 神戸市に、最高デジタル責任者補佐官（以下「CDO補佐官」という。）を置くことができる。

- 2 CDO補佐官は、CDOを補佐するため、次条各号に規定する所掌事務を掌理する。
- 3 CDO補佐官は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第 3 条第 3 項に規定する非常勤の嘱託員とする。

（CDO補佐官の所掌事務）

第 5 条 CDO補佐官の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) デジタル化施策の立案及び実施に関する助言及び支援
- (2) デジタル化推進体制の構築及びデジタル人材の確保・育成に関する助言及び支援
- (3) 情報セキュリティの確保に関する助言及び支援
- (4) CDOが行うデジタル化の推進に関する事務に対する助言及び支援
- (5) 前各号に掲げるもののほか、CDOが必要と認める事項に関する助言及び支援

（任期）

第 6 条 CDO補佐官の任期は、1年以内でCDOが定める期間とし、再任を妨げない。

（報酬及び費用弁償）

第 7 条 CDO補佐官に対する報酬及び費用弁償は、特別職非常勤職員取扱要綱（令和 6 年 11 月 21 日施行）の定めるところにより、行財政局と協議の上、決定する。

（懲戒）

第 8 条 CDO補佐官の懲戒処分については地方自治法附則第9条の規定に基づき、地方自治法施行規程第12条を準用する。

(職務に係る庶務)

第9条 CDO補佐官の職務に係る庶務は、企画調整局デジタル戦略部において処理する。

(守秘義務)

第10条 CDO補佐官は、その職務を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(施行細目の委任)

第11条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企画調整局デジタル戦略部長が定める。

(その他)

第12条 この要綱に定めのない事項については、行財政局と協議して企画調整局デジタル戦略部長が決定する。

附 則

この要綱は平成25年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和6年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は令和7年4月1日から施行する。